

国民年金保険料の免除申請について

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除・猶予を受けることで年金受給権(老齢・障害基礎年金等)が確保できます。平成26年度の国民年金保険料の免除申請は7月から受付します。

保険料の免除を希望される方は、7月1日以降に申請の手続きをしてください。

※平成26年度から、申請時点から2年1カ月前までの期間について、さかのぼって免除申請ができるようになりました。

平成24年度・25年度分で未納期間がある方は、お早めに手続きをしてください。



(例)平成26年5月に免除申請等ができる方
(2年1カ月前までの期間全て未納の方)

| 年度(注1) | 免除・猶予の申請が可能な期間 | 審査の対象となる前年所得 |
|---------|----------------|--------------|
| 平成23年度分 | 平成24年4月～24年6月 | 平成22年度中所得 |
| 平成24年度分 | 平成24年7月～25年6月 | 平成23年度中所得 |
| 平成25年度分 | 平成25年7月～26年6月 | 平成24年度中所得 |

(注1)免除等での年度は、7月から翌6月となります。

手続きに必要なもの

- ①年金手帳等(基礎年金番号のわかるもの)
- ②印かん(認印)
- ③他の市町村から転入された方は、前年の所得状況を証明するもの
- ④失業等を理由とする時は、次のいずれかの書類も必要です。(失業した年の翌々年の6月ま

でが対象。ただし最長2年1カ月まで)

- ・雇用保険受給資格者証の写し
- ・雇用保険被保険者離職票の写し
- ・公務員等については、退職辞令書の写し

雇用保険の適用がない場合は、離職年月日の確認できる事業主の退職証明書
その他の場合は問合わせください。

印鑑登録証が変更になります

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

平成26年7月1日より印鑑登録証が、「カードサイズ」に変更になります。

現在すでに印鑑登録をしている方で、カードサイズに変更を希望する方は、7月1日以降引き換え窓口にて、現在お持ちの印鑑登録証を持参してください。

引き換えに登録番号はそのまま、新しい印鑑登録証をお渡しいたします。

印鑑登録証がない場合は、印鑑があっても登録証の引き換え

はできませんので、必ず持参してください。

引き換え窓口

- ・洞爺湖町役場住民課 ☎74-3002
- ・洞爺総合支所庶務課 ☎82-5111
- ・洞爺湖温泉支所 ☎75-2281

新規で印鑑登録をする場合

次のものを持参してご本人が窓口で手続きをしてください。

代理人による印鑑登録は、「登録する方の意思を確認」するため、郵便で照会する手続きが必要となり、印鑑登録証の交付は後日となります。

- ・登録する印鑑
- ・本人を確認できる書類(運転免許証など)

※保険証、年金手帳等顔写真のないものは2つ持参してください。



無料法律相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。

必ず2日前の17時までに担当課へ事前予約してください。

- 日時 6月 6月19日(木) 13時30分～15時まで
- 場所 1 蛇田ふれ合いセンター
- 担当 奈良泰哉弁護士(奈良法律事務所)
- 日時 7月 7月3日(木) 13時30分～15時まで
- 場所 洞爺総合センター
- 担当 高村 真人弁護士(むつらん法律事務所)

